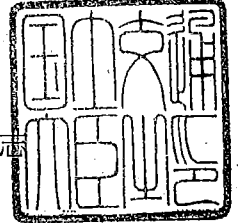




国営管第503号
平成24年3月28日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 前田 武志



諮 問

下記の事項について、ご意見を承りたい

記

大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について

社会資本整備審議会への諮問事項について

[諮問事項]

大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について

[諮問理由]

官庁施設は、国の行政サービスを提供するための拠点として全国に所在しており、地震等の災害が発生した場合、災害応急対策活動が円滑に行えるよう、また、その後の被災地における行政サービスの提供に極力支障が生じないよう必要な機能を確保することが求められる。

しかしながら、東日本大震災においては、津波浸水により施設機能の一部が喪失したことや、施設に保管していた資料等が流失したことにより、また、長時間にわたる長周期地震動などにより生じた不具合が原因となって、災害応急対策活動や地震後の行政サービスの提供に困難が生じた事例が見られた。

世界有数の地震国であり、今後、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの発生が懸念されている我が国においては、東日本大震災を教訓とし、最大クラスの津波の襲来時にも災害応急対策活動が円滑に行えるよう、また、その後の被災地における行政サービスの提供に極力支障が生じないよう、官庁施設について所要の機能を確保していくことが喫緊の課題である。

官庁施設が所要の機能を発揮するためには、災害の想定を踏まえ、適切な位置に、適切な規模及び構造で整備され、適切に保全された状態で使用されなければならない。あわせて、津波により浸水するおそれのある地域に立地する官庁施設については、津波に対する地域の避難計画等にも配慮することが求められる。

このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合にも官庁施設が所要の機能を発揮できるよう、「立地」、「整備」及び「使用・保全」の在り方について検討する必要がある。また、長時間にわたる長周期地震動への対応などの地震対策についても検討する必要がある。

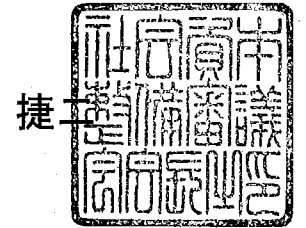
以上のことから、「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方」について諮問するものである。



国社整審第163号
平成24年3月30日

建築分科会
分科会長 久保 哲夫 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷



大津波等を想定した官庁施設の機能確保の
在り方について（付託）

平成24年3月28日付け国営管第503号により当審議会に諮問された大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会建築分科会に付託します。